

2. 前文に関する意見 108件 (大人99件、子ども9件)

| | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|---|
| 203 | 「子どもは未来のために存在する」という視点に偏っているのではないか。子どもの権利が、現在の子ども、大人、社会に対して意味を持つ、という視点が不十分である。(大人1件) | ご意見の趣旨については、前文にある「子どもが権利の主体」、「自由に表明し自分にかかわることに参加することができる」、「子どもは社会の一員として尊重され、大人とともにまちづくりを担っていく」などに盛り込んでいます。 |
| 204 | 「子どもたちを二度と戦火にさらさない」という趣旨を入れるべき。(大人1件) | 「平和」に関する規定については、前文にある「日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にす日本国憲法があります。」という箇所に盛り込んでいます。 |
| 205 | 平和と環境を大切にす視点を明記するべき。(大人1件) | |
| 206 | 過去に人権軽視が存在していた事実に対する反省と決別の意志表示を明記すべき。(大人1件) | 札幌においても、いじめや虐待など様々な要因で子どもの権利が侵害されている事実があり、そうしたことを踏まえ、前文において平和な社会を築き、基本的人権を大切にすしていくこと、あらゆる差別や不利益を受けないことなどを盛り込んでいます。 |
| 207 | 子どもが、社会の様々な矛盾やゆがみの影響(負担や被害)を受けてきたという事実認識について触れるべき。(大人1件) | |
| 208 | 子どもが現在置かれている状況を具体的に記載するとともに、その現状を踏まえて、子どもが意見表明することの重要性を述べてはいかかが。(大人1件) | 子どもが現在置かれている状況を具体的な文言として条例に表すことは適さないと考えますが、子どもが意見を表明する意義については、「子どもが社会の一員としてまちづくりに参加すること」、「大人が子どもの最善の利益を判断・確保するために子どもの意見を聞くこと」などであり、その趣旨を前文に盛り込んでいます。 |
| 209 | 「子どもの権利を守るためには、おとなの権利も守られなければならないこと」を触れるべき。(大人1件) | 社会において日常的に子どもの権利が保障されるためには、保障を推進する立場にある大人自身も基本的人権が保障されていなければならないのは言うまでもありません。しかし、この条例は、子どもの権利とその保障について定めたものであり、大人の権利について直接的に言及することは、必ずしも適切ではないと考えます。大人は現行法令のもとで、自らの権利の行使、確保を行うことが可能と考えています。 |
| 210 | 子どもが読んでも分かる平易な表現にしてほしい。(大人1件、子ども1件) | 条例の表現については、正確に記述し、多様な解釈をもたらさないようにする必要もあり、必ずしも平易な表現になっていない部分もありますが、条例全般に渡っていわゆる「ですます体」を用いるなど、親しみやすい表現になるよう努めています。今後、条例の解説パンフレット等を作成する際にも、できるだけ分かりやすい表現に努めていきたいと考えています。 |
| 211 | 「世界へ羽ばたく可能性」とあるが、すべての子どもが世界に羽ばたくわけではないので、表現を変えるか、削除するべき。(大人3件、子ども2件) | 子どもも大人も同じく、一人のかけがえのない存在として尊重されなければならない。そして、子どもは将来にわたって、また、あらゆる場面で無限の可能性を秘めている存在であるということ、比喩的に「未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた」と表現しています。なお、「世界へ」とは、国際的な意味での「世界」だけではなく、「子どもが生きる社会(世界)すべて」という趣旨で用いています。 |
| 212 | 「子どもは...かけがえのない存在」とあるが、この表現は、子どもだけを特別扱いしているように思えるので、「かけがえのない同じ人間として今を生きています」のように修正するべき。(大人1件) | |
| 213 | 「未来と世界へ」は、「未来の世界へ」の方がよい。(子ども2件) | |

| | | |
|-----|--|---|
| 214 | 「日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にす日本国憲法があります。」とあるが、平和な社会や基本的人権の尊重は国民自身の意思に基づくものであり、当該部分は「わたしたちは、平和で基本的人権を尊重する社会を希求し、その国民の総意を規定した日本国憲法があります。」と修正すべき。(大人1件) | 日本国憲法は、基本的人権の尊重と平和主義を掲げる日本の最高法規であることから、平和への誓いと子どもの権利を保障していくという理念を表すことが大切と考え、規定しています。 なお、教育基本法は、教育における根本理念を規定したものでありますが、子どもに関する法律としては、他にも児童福祉の基本法である児童福祉法などがあり、これらとのバランスを考慮した結果、「日本国憲法と子どもの権利条約に基づく」と規定しています。 |
| 215 | 子どもが、世界の中で生きていることを考えると、「日本国憲法」について言及する必要はないので、削除するべき。(大人2件) | |
| 216 | 「教育基本法に基づく」旨も言及するべきではないか。(大人13件) | |
| 217 | 「誰もが生まれたときから権利の主体であり」とあるが、「誰もが生まれたときから将来をはぐくむ人格を持ち、可能性を持った人間であり」と修正するべき。(大人1件) | ご意見の趣旨については、前文1段落目の「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。」という部分に含まれていると考えています。 |
| 218 | 子どもの個性を認めない訳ではないが、子ども期は、「自分を確立する」時期であり、「自分らしく」と断定しないほうがいいのではないかと。「自分らしく」という箇所は削除するべき。(大人1件) | 成長・発達の段階によっては、自分らしさの確立段階に違いがあることも考えられます。しかし、子どもが様々な経験を経て大人になることを考えると、むしろ、子ども期に自分らしさを大切にすることこそ求められているのではないかと考えています。 |
| 219 | 「自分らしく」とあるが、この文言は、幼児には該当しないのではないかと。(大人1件) | |
| 220 | 「あらゆる差別や不利益を受けることなく」とあるが、現実には不可能ではないかと。(大人1件) | あらゆる差別や不当な不利益を受けることがない社会を実現することが大切であり、そのために、市民及び市が一丸となって努力することが求められると考えています。 |
| 221 | 「権利を正しく学び」とあるが、「正しい」という表現は、人によりその視点が異なる場合もあるので、「正しく」を削除するべき。(大人2件) | 子どもが権利を行使するに当たっては、自分の権利だけではなく、他の人にも権利があり、それを尊重する必要があることを学ぶことが重要と考えています。この趣旨を、市民に分かりやすく示すため、「正しく学ぶ」という表現を用いています。 |
| 222 | 「権利を正しく学び」とあるが、「正しい」理解は非常に難しいので、「豊かに学び」とか、「深く学び」などという表現の方が良いのではないかと。(大人1件) | |
| 223 | 「感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます」とあるが、現実には、大人でもその実現は困難であるので、このことについて言及するのであれば、検討が必要である。(大人1件) | ここでは、基本的な考え方として、自分のかかわることに参加することができることを規定していますが、このことは、子どもの健やかな育ちにとって、とても意義があると考えています。 |
| 224 | 「こうした経験を通して」とあるが、「経験」と「体験」は区別するべきではないかと。「こうした体験を通して、...身につけ経験となる」と修正してはどうか。(大人1件) | 様々な体験などを経て「経験」として身につけ、それによって他の人も大切にしなければならないことを学ぶと考えられます。このことをできるだけ短く、分かりやすい言い回しで表現したものです。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 225 | 「自分が大切にされている」とあるが、「自分が生きていく上で大切にされている」に修正すべき。(大人1件) | ご意見の趣旨をできるだけ簡潔な表現とするため、「自分が大切にされている」としています。 |
| 226 | 「自分が大切にされていることを実感すると」とあるが、実感するという前提でしかお互いを尊重しない、と解釈される場合があるので修正すべき。(大人1件) | ご指摘のように、「実感すると」という表現の場合、前後関係を示していると解釈できる可能性もあることから、「実感し」という表現に修正しています。 |
| 227 | 「自分が大切にされていることを実感すると、...他の人も大切にしなければならないことを学びます」とあるが、根拠がないのではないか。(大人2件) | |
| 228 | 「自分にかかわることに参加できる」とあるが、これは、「かわりのないことには参加しない」理由にされる懸念がある。(大人1件) | |
| 229 | 「義務」には、「権利を行使する際に生じる他者との関係性のなかでの制約(法的な義務)」と、「倫理的・道徳的な義務」とがある。前文では、前者にのみ触れているが、権利と対比される義務だけではなく、義務の本質である後者の大切さについても、しっかりと述べていただきたい。(大人1件) | 子どもが権利を行使するに当たっては、「自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重すること」などを、子どもが正しく理解することが大切であると考えています。この趣旨を明確に示す必要があると考え、第3章冒頭において、総括的に権利行使に伴う子どもの責任を、追加して規定することにしました。 また、子どもが社会のルールなどの「道徳」を身に付けることは大切であり、子どもの権利の学習の機会等を通して、学んでいく必要があると考えています。 |
| 230 | 「子どもたちにも社会のルールを守ることを求める必要がある」という趣旨を規定すべき。(大人1件) | |
| 231 | 「子どもは未熟で未経験なことが多く、他者からの意見を聞く態度が必要」という趣旨を明記すべき。(大人1件) | |
| 232 | 「立派な意見、忠告には従う義務があること」または、「人間とは自覚的に他者を大切にしながら生きてゆくこと」を追加すべき。(大人1件) | |
| 233 | 権利を主張する反面にある義務や責任についても規定すべきである。(大人1件) | |
| 234 | いじめや虐待を受けた場合に、自己を守るためにどう行動すればよいか、そして、それがどれほど大切なことかを、子どもに知らせる内容を規定すべき。(大人1件) | |
| 235 | 「大人は、...支えていく責任があります」とあるが、ここでは、大人の責任について述べるよりも、大人への支援や、大人への支援に関する市の役割や姿勢について言及すべきではないか。(大人1件) | 前文は、子どもの権利の保障を進めるというこの条例の目的を踏まえ、子どもの権利の行使の仕方、大人の責務などを盛り込み、子どもの権利の考え方を総括的に表しています。 なお、子どもの権利の保障を進めるためには、子どもにかかわる大人への支援も重要なことであり、この趣旨を第4章第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」において規定しています。 |

| | | |
|-----|---|--|
| 236 | <p>「子どもの言葉、表情、しぐさなどから、気持ちを十分受け止める」とあるが、「十分受け止める」とは、どのような趣旨か、明確な表現に修正すべき。(大人1件)</p> | <p>子どもは、成長や発達段階が異なることから、乳幼児など言葉を発せられなかったり、うまく表現できない場合が考えられます。そのようなことを踏まえ、子どもの本当の思いを受け止める努力が求められるという意味で、「十分受け止める」と表現しています。</p> |
| 237 | <p>「言葉や表情、しぐさから、子どもの気持ちを十分受け止め」とあるが、「子どもの気持ちを十分受け止める」という判断そのものが、大人によって異なる場合があり、そのことを検討しない限り、大人の責任について規定する意味を持たないのではないか。(大人1件)</p> | <p>前文では、大人が子どもと接するに当たって持つべき、基本的な考え方などを示しています。大人は、子どもと接する具体的な場面や状況に応じ、子どもの最善の利益を念頭に置いた判断をすることが求められます。</p> |
| 238 | <p>「他の人を大切にすることを養うこと」に重点をおくべきである。素案では、「あなたたちは自由であり、自分を大切にしよう」という視点に集中しており、「自由には必ず責任が伴うこと、自分と同じように他人も尊重しなければならないこと」といった視点が軽視されている。「子どもにとっての最善の利益は何か」ということを、もっと掘り下げて、真剣に考えるべきである。(大人1件)</p> | <p>「子どもの最善の利益」は、大人が子どものことについて決める際の判断の基準として重要であることから、第1章「総則」に加え、前文にも盛り込むこととしています。</p> <p>また、権利を行使する際には、自分の権利と同様、他の人の権利を尊重することが大切であることを分かりやすく示す必要があると考え、第3章「子どもにとって大切な権利」の冒頭部分において、その趣旨を追加して規定することにしました。</p> |
| 239 | <p>子どもに関することは子ども主体で考え、子どもにとって最も良いことを決めるという「子どもの最善の利益」の考え方について、前文もしくは目的において言及すべき。(大人1件)</p> | |
| 240 | <p>「しぐさ」という表現について、対象に高校生が含まれることを考えると、「行動」に修正すべき。(大人1件)</p> | <p>前文は、特に子どもに親しみやすい表現とすることに心がけました。なお、第4章第1節「家庭における権利の保障」の「保護者の責務」においては、「しぐさなど」という表現を用い、「行動」の意味を捉えられるような表現にしています。</p> |
| 241 | <p>親の適切な指導や教育の大切さについてしっかりと規定してほしい。子ども期のしつけや教育は、子どもの権利と対立するものではなく、互いに補完し合う関係にあることを明記するべきである。(大人1件)</p> | <p>子どもが成長・発達していく上での大人の役割として、適切な指示、指導を行う意味でのしつけや教育は、もちろん大切です。この趣旨は、前文や第1章「総則」に示していましたが、より明確にするため、第4章第1節「家庭における権利の保障」において、「保護者が年齢や成長に応じて適切な支援を行う」などの規定を盛り込んでいます。</p> |
| 242 | <p>「子どもの権利を大切にすることは、…励ますことです」とあるが、文の構造がはっきりしていないので、「子どもの権利を大切にすることは、…自信と誇りをもって生きていくことにつながります」に修正するべきではないか。(大人1件)</p> | <p>ここでは、子どもの権利の保障を進めることで、子どもが生きていくことを支援、応援するという、より積極的な意味合いを明らかにするため、「励ます」という表現を用いています。</p> |
| 243 | <p>「子どもの権利を大切にすることは、…それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。」とあるが、根拠がないのではないか。(大人1件)</p> | <p>子どもの権利を正しく学び、行使することは、その過程において、自分自身が大切にされていることを実感することによる自己肯定感を体得し、そのことにより、他人にも権利があり、それを尊重する大切さを身に付けることにつながると考えられます。こうした経験の積み重ねによって、自ら考え判断し、自分の行動に責任を持ち、自立した社会性のある大人へと成長することができると考えています。</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| 244 | 「子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますこと」とあるが、「自分で選べない、自信や誇りが持てない」ことの原因がイメージされていないのではないか。困っている子どもたちに、どのようなメリットが保障されるのか、ということが見えてこない。(大人1件) | 条例を制定することで、子どもの権利の理解や子どもの参加などが、家庭、育ち学ぶ施設、地域など札幌市全体に進められ、自分らしく生き生きと過ごすことや様々な経験を通して子どもが自立した社会性のある大人へと成長・発達することを支援する環境が進められると考えています。 |
| 245 | 「子どもの視点に立ってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります」とあるが、論理の飛躍があるので、修正すべき。(大人2件) | 子どもの視点に立ってつくられたまちは、市の子どもにかかわる施策の全般に子どもの視点を取り入れること、子どもを社会を構成するパートナーとして認め、まちづくりへの参加を積極的に進めることなどが実現されたものであると考えています。こうしたことを実現するためには、この条例の理念を市民全体で共有し、子どもの育ちを支えていく意識の醸成が求められます。一般的に、大人より社会的に弱い立場にある子どもにとっても住みよいまちであるなら、大人にとっても住みよいものであると言えるのではないかと考えています。 |
| 246 | 「子どもの視点に立ってつくられたまち」とあるが、子どもの考えや意見の大部分は、近親の大人の考えや意見ではないか。施策の意思決定に弱者の視点を含めることには賛成であるが、様々な背景や根拠が含まれている「子どもの視点」を一つにくるることには、配慮が必要と思う。(大人1件) | 子どもの視点を取り入れる際には、施策の内容や子どもの発達段階に応じた参加の手法、それに伴う情報提供の工夫など、より適切に反映するための配慮が大切であると考えています。 |
| 247 | 「子どもは大人のパートナー」と明記した方が良い。(大人1件) | 社会を構成するに当たっては、必ずしも大人と子どもとの関係だけではなく、様々な関係のもとで成り立っています。子どもは、その社会を構成する一員であるという意味から、「社会の一員」という表現を用いています。 |
| 248 | 前文には、「子どもの権利に関する条約」、「児童の権利に関する条約」と、2つの表現が混在しているので、「子どもの権利」に表現を統一すべきではないか。(大人2件) | 前者は「子どもの権利に関する条約」という意であり、後者は「条約名」を示しています。ご指摘のような誤解を防ぐため、前者を「子どもの権利に関して」と修正することにしました。 |
| 249 | 「日本国民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し」という文言を、前文の最後の適切などところに入れたら良いと思う。(大人1件) | 伝統や文化的価値はもちろん大切なことですが、子どもの権利の保障にかかわることは、広く全般に及ぶことから、この条例の理念の基本となる「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき」と表現しています。 なお、第3章「子どもにとって大切な権利」では、「豊かに育つ権利」として、「様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと」を規定しています。 |
| 250 | 前文に、「国際都市札幌として、国際性あふれる子どもの成長を願い実現していく」と盛り込み、条例が、外国人の学校教育受入れを想定していることを明確に表現すべきである。(大人1件) | 前文は、日本国憲法や子どもの権利条約の理念のもと、子どもの権利の保障を進めるという基本的な考え方を示したものであり、個々の具体的な事柄を表現しているものではありません。 |
| 251 | その他意見・感想等 (大人33件、子ども4件) ・前文に、「子どもは権利の主体」と明文化しているところが、とても良いと思う。 ・前文の「あらゆる差別や不利益を受けることなく」という表現がよいと思った。差別は、様々なことが原因で起こって、そして、受けた人をとてもつらくさせるので。(子ども) ・子どもの権利は与えられるものではなく、行使するものなので、前文に、「子どもが自分の権利を正しく行使できる」と盛り込まれているところが、とても素晴らしい。 ・前文にある、「自分の行動に責任を持ち、他の人の権利も大切に」ということは、子どもが自分の権利を間違っ捉えないために、必要なことだと思う。 など | |